

シブトリン含有塗料の禁止に関する事項

改正規則等

船体防汚システム規則
船体防汚システム規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
国際条約による証書に関する規則
(日本籍船舶用)

改正理由

2008年に発効した「船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約（AFS条約）」では、海洋環境及び人の健康の保護のために、有機スズ化合物を用いた防汚方法を禁止しており、本会はこの規則に取入れている。

近年、防汚塗料に用いられるシブトリンに関し、環境・生態系への影響が明らかとなり、2017年7月に開催されたIMO第71回海洋環境保護委員会（MEPC71）において、シブトリンを含有する塗料の禁止が提案された。

IMOにおいて上記提案の検討が行われた結果、2021年6月に開催されたIMO第76回海洋環境保護委員会（MEPC76）において、シブトリンを含有する塗料の使用を禁止する旨のAFS条約の改正が決議MEPC.331(76)として採択された。さらに、2022年6月に開催されたIMO第78回海洋環境保護委員会（MEPC78）において、本件に関連するガイドラインが決議MEPC.356(78)及び決議MEPC.358(78)として採択された。

今般、決議MEPC.331(76)、MEPC.356(78)及びMEPC.358(78)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) シブトリンを含有する防汚塗料の使用禁止に関する要件を規定する。
- (2) 国際防汚方法証書の様式を改める。

「国際条約による証書に関する規則」（日本籍船舶用）の一部を次のように改正する。
様式3を次のように改める。

国際防汚方法証書
INTERNATIONAL ANTI-FOULING SYSTEM CERTIFICATE



この証書は、防汚方法の記録によつて補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Anti-Fouling Systems

日本国
JAPAN

船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。
Issued under the International Convention on the Control of Harmful Anti-Fouling Systems on Ships
under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

証書が既に発給されている場合には、この証書は、日付けの証書に代わる。
When a Certificate has been previously issued, this Certificate replaces the certificate dated .

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship

船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters

船籍港
Port of registry

総トン数
Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number

~~附属書 I の規定により規制される防汚方法は、この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。~~

~~An anti-fouling system controlled under Annex I has not been applied during or after construction of this ship.~~

~~附属書 I の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、~~

~~_____に
_____によつて除去されている。~~

~~An anti-fouling system controlled under Annex I has been applied on this ship previously, but has been removed by _____~~

~~on _____~~

~~附属書 I の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、~~

~~_____に
_____によつてシーラーで覆われている。~~

~~An anti-fouling system controlled under Annex I has been applied on this ship previously, but has been covered with a sealer coat applied-~~

~~by _____
on _____~~

~~附属書 I の規定により規制される防汚方法は、~~

~~_____前にこの船舶に施用されたが、
_____前に除去され又はシーラーで覆われていなければならない。~~

~~An anti-fouling system controlled under Annex I was applied on this ship prior to _____~~

~~but must be removed or covered with a sealer coat prior to _____~~

附属書1の規定により規制される防汚方法は、
An anti-fouling system controlled under Annex 1 containing:

	この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。	以前この船舶に施用されていたが、除去されている。	以前この船舶に施用されていたが、シーラーで覆われている。	以前この船舶に施用されていたが、その船体、外側の部品又は表面の最も外側の層にはない。	以前この船舶に施用されていた。
	Has not been applied during or after construction of this ship	Has been applied on this ship previously, but has been removed by	Has been applied on this ship previously, but has been covered with a sealer coat applied by	Has been applied on this ship previously, but is not in the external coating layer of the hull or external parts or surfaces on	Was applied on this ship prior to
防汚方法において殺生物剤として作用する有機スズ化合物 <u>Organotin compounds which act as biocides</u>	<input type="checkbox"/>	----- (施設の名称) (insert name of the facility) on ----- (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>	----- (施設の名称) (insert name of the facility) on ----- (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>	Not applicable	Not applicable
<u>シブトリン</u> <u>Cybutryne</u>	<input type="checkbox"/>	----- (施設の名称) (insert name of the facility) on ----- (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>	----- (施設の名称) (insert name of the facility) on ----- (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>	2023年1月1日 時点で 1 January 2023 <input type="checkbox"/>	2023年1月1日 以前に施用され ていたが、 ----- (年月日) 前に除去され又 はシーラーで覆 われていなければ ならない。 1 January 2023, but must be removed or covered with a sealer coat prior to ----- (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT:

1. この船舶が上記の条約附属書4第1規則の規定により検査されたこと。
the ship has been surveyed in accordance with regulation I of Annex 4 to the Convention; and
2. 検査の結果、この船舶の防汚方法が上記の条約附属書1の関係規定に適合していること。
the survey shows that the anti-fouling system on the ship complies with the applicable requirements of Annex I to the Convention.

において発給した。

Issued at

発給日: 年 月 日

Date of issue:

日 本 海 事 協 会
NIPPON KAIJI KYOKAI

この証書の発給に係る検査の完了の日: 年 月 日

Date of completion of the survey on which this certificate is issued:

防汚方法の記録

RECORD OF ANTI-FOULING SYSTEMS

この記録は、常に国際防汚方法証書に添付しておく。

This Record shall be permanently attached to the International Anti-Fouling System Certificate.

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

国際海事機関船舶識別番号

IMO number

施用された防汚方法の細目

Details of anti-fouling system(s) applied

防汚方法の種類

Types of anti-fouling system(s) used

防汚方法の施用の日

Date(s) of Application of anti-fouling system(s)

施用を行った会社及び施設の名称／施用を行った場所
Name(s) of company(ies) and facility(ies) / location(s) where applied

防汚方法の製造者の名称

Name(s) of anti-fouling system(s) manufacturer(s)

防汚方法の名称及び色

Name(s) and colour(s) of anti-fouling system(s)

有効成分及びケミカル・アブストラクツ・サービス登録番号 (CAS 番号)

Active ingredient(s) and their Chemical Abstract Services Registry Number(s) (CAS number(s))

該当する場合には、シーラーの種類
Type(s) of sealer coat, if applicable

該当する場合には、施用されたシーラーの名称及び色
Name(s) and colour(s) of sealer coat applied, if applicable

シーラーの施用の日
Date of application of sealer coat

この記録がすべての点において正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

において発給した。

Issued at

発給日: 年 月 日

Date of issue:

日 本 海 事 協 会
NIPPON KAIJI KYOKAI

「船体防汚システム規則」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.1 一般

2.1.6 を次のように改める。(日本籍船舶用)

2.1.6 経過特別措置

~~1. 2008年9月17日前に建造開始段階にあった船舶であつて、同日前に3.2に掲げる要件に適合している防汚システムが施工されているものにあつては、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日又は最初の船級登録上の定期的検査の時期のいずれか早い方の日までに、登録検査を受けなければならない。~~

~~2. 2008年9月17日前に建造開始段階にあった船舶であつて、同日前に3.2に掲げる要件に適合していない防汚システムが施工されているものにあつては、同日前に当該防汚システムを除去又は被覆した後に規則3.2に掲げる要件に適合する防汚システムを施工し、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日又は最初の船級登録上の定期的検査の時期のいずれか早い方の日までに、登録検査を受けなければならない。~~

2023年1月1日時点でシブトリンを含有しない、又は3.2に規定する要件(3.2.3-1を除く)に適合している防汚システムを施工している船舶にあつては、2024年12月31日までに、2.3.2-1.に規定される書類の提出によって確認を受けなければならない。

3章 防汚システム及び被覆

3.2 防汚システム

3.2.1 を次のように改める。

3.2.1 一般

船舶の防汚システムは、**3.2.2** 及び **3.2.3** の規定に従い、海洋環境へ悪影響を及ぼすと考えられる物質が制限されたものでなければならない。

3.2.3 として次の1条を加える。

3.2.3 シブトリン

- 1. シブトリンを含有する防汚システムを施工又は再施工してはならない。
- 2. 既に施工されている防汚システムにあっては、本会が別に定めるシブトリンの含有率を超えるものを使用したものであってはならない。

3.3 被覆

3.3.1 を次のように改める。(日本籍船舶用)

3.3.1 一般*

~~3.2 に規定する要件に適合しない防汚システムを施工している船舶であって、当該防汚システムを除去できない場合にあつては、本会が適当と認めるシーラーコートにより当該防汚システムを被覆しなければならない。2023年1月1日時点でシブトリンを含有する防汚システムが施工されている、3.2 に規定する要件(3.2.3-1.を除く)に適合しない船舶にあつては、同日以降最初に予定される防汚システムの変更が行われる日、又は前回の防汚システムの施行又は変更並びに更新を行った日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日に当該防汚システムを除去又は本会が適当と認めるシーラーコートにより被覆しなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の船舶等を除く。~~

- ~~(1) 2023年1月1日前に建造開始段階にあり、同日以降にドライドックに入っていない、P編に定義される海洋構造物等及びPS編に定義されるFPSO, FPO並びにFSO等~~
- ~~(2) 国際航海に従事しない船舶~~

3.3.1 を次のように改める。(外国籍船舶用)

3.3.1 一般*

~~3.2 に規定する要件に適合しない防汚システムを施工している船舶であつて、当該防汚システムを除去できない場合にあつては、本会が適当と認めるシーラーコートにより当該防汚システムを被覆しなければならない。2023年1月1日時点でシブトリンを含有する防汚システムが施工されている、3.2 に規定する要件(3.2.3-1.を除く)に適合しない船舶にあつては、同日以降最初に予定される防汚システムの変更が行われる日、又は前回の防汚システムの施行又は変更並びに更新を行った日から起算して60か月を経過する日のいずれか早い日に当該防汚システムを除去又は本会が適当と認めるシーラーコートにより被覆しなければならない。ただし、次の(1)から(3)の船舶等を除く。~~

- ~~(1) 2023年1月1日前に建造開始段階にあり、同日以降にドライドックに入っていない、P編に定義される海洋構造物等及びPS編に定義されるFPSO, FPO並びにFSO等~~
- ~~(2) 国際航海に従事しない船舶~~
- ~~(3) 国際航海に従事する総トン数400トン未満の船舶であつて、沿岸国が適当と認めたもの~~

「船体防汚システム規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.1 一般

2.1.2 を次のように改める。(外国籍船舶用)

2.1.2 検査の時期

~~-4. 本規則の適用上、条約の適用に関連して以下の点に注意が払われること~~2023年1月1日時点でシブトリンを含有しない、又は3.2に規定する要件(3.2.3-1を除く)に適合している防汚システムが施工されている船舶にあつては、2024年12月31日までに、規則2.3.2-1.に規定される書類の提出によって確認を受けなければならないことに注意すること。

- ~~(1) 2008年9月17日前に建造開始段階にあつた船舶であつて、同日前に3.2に掲げる要件に適合している防汚システムが施工されているものにあつては、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日までに、条約上の初回検査を受けること。~~
- ~~(2) 2008年9月17日前に建造開始段階にあつた船舶であつて、同日前に3.2に掲げる要件に適合していない防汚システムが施工されているものにあつては、同日前に当該防汚システムを除去又は被覆した後に規則3.2に掲げる要件に適合する防汚システムを施工し、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日までに、条約上の初回検査を受けること。~~

2.3 製造後登録検査

2.3.1 一般

-2.(2)を次のように改める。

-2. 規則2.3.1の適用上、サンプリング検査については以下の要領によること。

- (1) 試料採取箇所については、本会検査員の指示によること。船舶の塗膜全般を確認する必要がある場合については、原則として、船首部、中央部及び船尾部の船底部及び舷側部(両舷)の9箇所とする。
- (2) 試料採取及びその分析については、決議 ~~MEPC.104(49)~~ 356(78) の附属書を参照し、本会が適当と認めるメーカー又は公的機関によって行われること。
- (3) 分析結果についての判定基準は、規則3.2の規定によること。

3章 防汚システム及び被覆

3.2 防汚システム

3.2.3 として次の1条を加える。

3.2.3 シブトリン

規則 3.2.3 にいう「本会が別に定めるシブトリンの含有率を超える」とは、対象とする防汚システムのサンプルが船体から直接採取された塗膜の場合にあつては、乾燥塗膜 1 kg 中のシブトリンの含有量が 1,000 mg を超えることをいう。防汚システムのサンプルが防汚システムに用いられた液体塗料製品を別途サンプルとする場合にあつては、乾燥塗膜 1 kg 中のシブトリンの含有量が 200 mg を超えることをいう。

3.3 被覆

3.3.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3.3.1 にいう「本会が適当と認めるシーラーコート」については、~~有機スズ化合物及び~~シブトリンの溶出を防止する被覆材として塗料メーカーが推奨する塗料とする。